

平成25年 5月22日開催

## 石狩市教育委員会会議（5月定例会）資料

＜報告事項＞

1 平成25年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について · · · · · P 1

石 狸 市 教 育 委 員 会

<報告事項1>

平成25年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について

平成25年5月1日 現在

小学校名	1年	特学	2年	特学	3年	特学	4年	特学	5年	特学	6年	特学	普計	特学計	総合計	普学級	特学級	職員数
石狩小学校	9	1	11	0	10	1	10	1	9	0	11	1	60	4	64	6	2	13
花川小学校	55	2	53	1	47	1	46	1	41	1	47	2	289	8	297	12	2	28
生振小学校	12	0	5	0	14	0	9	0	9	0	16	0	65	0	65	6	0	11
南線小学校	152	2	147	0	157	2	154	4	149	2	170	1	929	11	940	27	3	44
双葉小学校	37	1	61	0	59	1	51	2	51	0	49	1	308	5	313	12	3	26
花川南小学校	93	2	79	3	125	4	97	2	105	0	90	0	589	11	600	19	3	34
紅南小学校	70	6	72	6	73	10	78	8	63	5	61	3	417	38	455	14	9	34
八幡小学校	14	0	9	0	16	0	11	0	15	0	14	1	79	1	80	6	1	12
緑苑台小学校	87	1	96	1	87	3	93	2	71	2	86	1	520	10	530	17	4	31
厚田小学校	3	1	6	0	12	0	9	0	2	1	11	0	43	2	45	5	2	11
望来小学校	1	0	1	0	0	0	2	0	3	1	2	0	9	1	10	3	1	8
聚富小学校	5	0	4	1	5	1	2	0	3	0	2	0	21	2	23	4	2	10
浜益小学校	7	0	6	0	9	0	8	0	8	0	12	0	50	0	50	4	0	8
<b>小学校計</b>	<b>545</b>	<b>16</b>	<b>550</b>	<b>12</b>	<b>614</b>	<b>23</b>	<b>570</b>	<b>20</b>	<b>529</b>	<b>12</b>	<b>571</b>	<b>10</b>	<b>3,379</b>	<b>93</b>	<b>3,472</b>	<b>135</b>	<b>32</b>	<b>270</b>
内訳 石狩	529	15	533	11	588	22	549	20	513	10	544	10	3,256	88	3,344	119	27	233
厚田区	9	1	11	1	17	1	13	0	8	2	15	0	73	5	78	12	5	29
浜益区	7	0	6	0	9	0	8	0	8	0	12	0	50	0	50	4	0	8

中学校名	1年	特学	2年	特学	3年	特学	普計	特学計	総合計	普学級	特学級	職員数
石狩中学校	37	0	32	1	42	1	111	2	113	4	2	15
花川中学校	154	2	107	3	138	3	399	8	407	12	2	29
花川南中学校	121	3	100	2	97	2	318	7	325	10	2	26
花川北中学校	96	4	85	2	119	2	300	8	308	9	3	25
樽川中学校	164	0	154	1	157	2	475	3	478	13	2	31
厚田中学校	5	0	5	0	11	0	21	0	21	3	0	12
聚富中学校	4	1	4	1	7	1	15	3	18	2	2	9
浜益中学校	9	0	8	1	10	0	27	1	28	3	1	12
<b>中学校計</b>	<b>590</b>	<b>10</b>	<b>495</b>	<b>11</b>	<b>581</b>	<b>11</b>	<b>1,666</b>	<b>32</b>	<b>1,698</b>	<b>56</b>	<b>14</b>	<b>159</b>
内訳 石狩	572	9	478	9	553	10	1,603	28	1,631	48	11	126
厚田区	9	1	9	1	18	1	36	3	39	5	2	21
浜益区	9	0	8	1	10	0	27	1	28	3	1	12

注1)平成23年度より小学校1年生については35人学級

注2)少人学級実践研究事業の実施により35人学級となっているのは、南線小2年、花川南小2年、紅南小2年、花川中1年

<参考資料>

平成24年度石狩市在住の青少年における不良行為・犯罪行為等について

※指導機関で行った街頭指導（通常巡回時）において、石狩市在住の青少年が、指導・補導・検挙（逮捕）された人数

※関係指導機関 札幌市アシストセンター／札幌方面北警察署／石狩市教育委員会

**不良行為 : 242人**

(平成23年度 258人)

○学識別内訳

(単位:人)

学年	小学生	中学生	高校生	他学校生	有職少年	無職少年	計
H24	18	119	59	28	7	11	242
H23	24	111	100	12	2	9	258
増減	-6	+8	-41	+16	+5	+2	-16

○行為の内訳 (単位:人)

飲酒	6	喫煙	52	粗暴行為	3
金品持出	1	家出	2	深夜徘徊	74
不健全娯楽	104				

※昨年度件数のあった、暴走行為、怠学、不健全性行為、不良交友が「0」

**犯罪行為 : 5人**

(平成23年度 1人)

○行為の内訳 (単位:人)

- ・窃盗犯（自転車盗） 3
- ・窃盗犯（万引き） 2

## コミュニティスクールについての一考察

平成25年5月22日 5月定例会提出

石狩市教育委員会教育委員 松尾拓也

### 1. はじめに

石狩市教育委員会議4月定例会において、中村委員長から提案のあったコミュニティスクールについて、松尾なりに考察を行ったので報告する。

コミュニティスクールについての制度的概要や導入状況については、委員長から提示のあった資料の通りであるので省略し、松尾からはコミュニティスクールを取り巻く社会的背景や当市における導入可能性について、検討を加えるものとする。

### 2. 我が国の地域社会の変遷と学校

「学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく『地域とともにある学校づくり』を進める仕組み」<sup>1</sup>とされているコミュニティスクールは、学校運営に保護者や地域の声をより反映させようとする制度である。

こうした制度の導入が図られる背景には、保護者や地域に対してより開かれた学校運営を目指していかなければならないという制度設計の思想があると考えられるが、同時にその通底理念にはコミュニティの活性化という課題も視野に収めているように思われる。

元来、我が国では地域社会における村落共同体が社会の基層を形成しており、そこでは成員の地縁的な相互扶助や規制によって共同体が営まれていた。明治時代以降、国家主導により様々な近代的制度が移入されたが、地域社会においては従来からの村落共同体の存在を与件として教育を含む行政の諸制度が整備された。

こうした地域社会が一変したのは、高度経済成長期における人口流動性の高まりと都市化の進展である。近代的な都市社会は、「居住区」という言葉に表れているように生産と生活の場がそれぞれ分離しており、農村社会のように居住によって自動的に地域社会が成立するわけではない。

しかし、高度成長期以降の日本社会では企業による「日本型雇用慣行」と、商店街にみられたような「自営業の安定」という「両翼の安定」によって社会の流動化が防がれてきたが、その後の規制緩和や労働力の流動化などの影響もあって、今日の地域社会における共同性はかなり薄れているのが現状である。さらに、家族成員のアトム化も進行し、家族によっては子どもに対しての社会化力を十分に持ちえないというケースもある。

こうした社会的状況を考え合わせると、コミュニティスクールの導入を検討する上では、「地域に開かれた学校」という制度的に規定されている観点の他に、地域づくりと学校づくりを同時進行していく「地域社会の再編」を教育とどのように結び付けていくかという

観点もまた、要請されると考えるのは松尾だけであろうか。

### 3、コミュニティスクールをめぐる本市の諸相

それでは、本市における地域コミュニティの現況はどうだろうか。本市は市域に様々な地域を含み、一言に地域社会と言ってもその状況はそれぞれ異なる。第1次産業などの生産と生活の場が概ね重なり合う地区と、郊外型住宅街を形成している地区では当然その状況は異なるし、住宅街区にあってもその形成時期の違いにより住民の年齢層が大きく異なってくる。

これらのことは、コミュニティスクールに関する検討を行う際にも、全市画一的な取り扱いはなじまないことを指し示すものと考えられる。

また、本市においては厚田・浜益両区に設置されている地域自治区の設置期限が迫る中で、今後の地域自治のあり方についての検討を行う時期に差し掛かっている。学校は明治期以降の歴史的背景を振り返るまでもなく、地域社会における重要な結節点でもある。コミュニティスクールについての検討を行う上では、地域と学校の関係性をさらに強めるといった観点からも、市教委のみならず、市長部局も交えた取り組みが望ましいのではないかと考える。

### 4、今後の取り組むべき課題

地域に開かれた学校という、コミュニティスクールの理念は素晴らしいものであるし、積極的に検討する価値のある政策課題だと言えるのではないか。

しかし、その際に重要なのは「コミュニティスクール制度の導入」といった外形的成果を求めるのではなく、学校と地域との関係性を如何に深め、子どもたちの学びと育ちについてどのような環境を形成できるかという視点である。「コミュニティスクール」制度は、学校経営についてのより大きな責任を、地域コミュニティと学校が共有する制度であるため、地域と学校の関係性を深化させ、この制度を「使いこなす」ことができる社会関係資本を張り巡らせることが、制度の安定的運営には必須の要件だと考える。

そこで、松尾からみて今後検討すべきと考えられる課題について、例示する。

- 学校と地域の関係性を深めるための取り組みについて
- その結果、増加することが予想される校務負担の軽減について
- 今後の地域自治のあり方の中で、学校が担う役割について

これらのことについて、市長部局も交えた調査研究を行うことについて検討されたい。

### 参考文献

新雅史『商店街はなぜ滅びるのか』(光文社新書、2012)

岩永雅也『教育と社会』(放送大学教育振興会、2011)

岡崎友典、夏秋英房『地域社会の教育的再編』(放送大学教育振興会、2012)

中川幾郎編著『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』(学芸出版社、2011)

---

<sup>1</sup> 文部科学省HP「コミュニティスクールについて」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)